

平成28年12月定例会 福祉環境委員会委員長報告

35番 小林 治晴でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました12件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項等について申し上げます。

初めに、議案第 140号 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料の適正化を図るため、当該手数料を見直す他、し尿の収集体制について安定化と相互の協力体制を図るために、し尿収集事業者が1組合に一本化され、全市委託化に移行したことから、条文を整備したものであります。

委員からは、地震等の災害により下水道管が使用できなくなることが懸念されることから、今後、し尿収集事業者と災害時の対応について考えていく必要があるとの意見が出されました。

理事者からは、し尿収集事業者の一本化に当たり、市と事業者によるし尿収集在り方協議会が設置され、災害時の収集体制についても議題として挙げられていることから、有事の際、迅速かつ適切に対応できる配備及び協力体制の構築に向け、協議を進めたいとの説明がありました。

この他、委員からは、様々な事情で水洗化ができない世帯もあると思われる。生活を営む中で必要な部分なので、今回の手数料の値上げはやめてもらいたいとの意見が出されました。

次に、議案第 157号 長野市もんぜんぷら座こども広場の指定管理者の指定について申し上げます。

指定管理者の指定議案の審査に当たっては、理事者から参考資料を用いて説明がされているところですが、委員からは、参考資料に記載されている情報だけでは指定管理者候補団体の説明が不十分ではないかとの意見がありました。

つきましては、本議案に限らず、指定管理者の指定議案の説明については、関係部局と協議の上、事業概要や事業収支等が詳細に分かる資料と併せて説明するよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

放課後子ども総合プランの利用者負担についてであります。

審議をしている長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会では、利用者負担の導入はやむを得ないとの意見で一致したとのことであり、理事者からは同分科会で審議中の利用者負担の金額、延長利用料、減免制度等についての説明がありました。

本件については、本委員会においても十分な調査を行う必要があると判断し、閉会中に委員会を開催し、改めて調査することといたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第22号 「国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止」意見書提出を求める請願、及び請願第23号 「子ども・障がい者の医療費窓口無料化」意見書提出を求める請願について申し上げます。

以上2件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「47都道府県のうち、圧倒的多数が実際には窓口無料化を実施している。実施していないところが6県しかない。請願で長野市議会の意思を示して実行させるようにすることが第一だと思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「今まで長野市議会として論議してきて、国の動向を見るという前提で動いている。今回は今までの長野市議会で決めてきた方向と同じ考えで進むべきだと思う。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第24号 医療制度改定による患者負担増計画を中止し、充実を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「医者や看護師不足は全国的に起きていることだと思うが、更に悪化をしていくと思う。それから、持続性という中で国民の負担は考えるべきだということを突き詰めていけば、制度は残っても医療を受けられない事態が進んでしまうことになると思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国民皆保険制度の中で持続性を考えた場合に、苦渋の選択ではあるけれども負担ということも考えられる部分もあると思うので、不採択。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第25号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の利用者負担増計画の中止・撤回を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「昨年8月から利用者負担が1割から2割になった方がいるということは、これは新たな負担になっていることだと思う。本来ならこの1割から2割負担というのを撤廃させるのが重要になってくると思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「制度見直しで、福祉用具、住宅改修について原則自己負担とはならないことが確認できた。そうなることを求めていく内容としては、この形で請願を上げるのは厳しいのではないかと思う。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第26号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

採択すべきものとして、「事務の方が介護現場の仕事をまず手伝ってから、自分の事務の仕事をせざるを得ない。これは決して一部の事業所の問題だけではなくて、この請願の趣旨にあるように、非常に低い待遇だと思うので、是非賛同していただきたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。